

## 商慣習法 No.5 ACCC

自社の CD 製品を海外から平行輸入をしている小売店に対して自社の他製品の卸しを停止した某日系メーカーに対して ACCC は処分を行いました。ACCC は商慣習法 4 5、4 6 及び 4 7 条で定めている独占禁止に違反すると断定致しました。メーカーの行動は自由競争を妨げ、市場の独占化を狙う為のマーケット力の乱用をであると看做しました。

ACCC がメーカーに出した処分の中には、平行輸出をしている卸し業者を向こう 2 年間妨害しない事と ACCC の調査費用 2 0 万ドルが含まれておりました。

米国等からの平行輸入の影響を受け国内売り上げの低下でお悩みの日系販社が多くあるかと思料されますが、対抗処置を取る前に商慣習法を熟知している事が重要であります。

更に詳しい内容をご希望の方は下記までご連絡願います。

弁護士 堀江純一

(02) 92217555

[Legal.one@advantagepartnership.net](mailto:Legal.one@advantagepartnership.net)

[www.advantagepartnership.net](http://www.advantagepartnership.net)

オーストラリア国ニュー・サウス・ウェルズ州シドニー市  
アドバンテージ・パートナーシップ法律事務所